

至誠館大学学生募集委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学生募集委員会（以下「委員会」という。）の組織・運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 学生募集にかかる事業計画の策定及び基本方針に関する事項
- (2) 学生募集にかかる事業の実施及び運営に関する事項
- (3) 学校訪問・説明会に関する事項
- (4) その他学生募集にかかる必要な事項

(組織)

第3条 委員会は次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長
- (4) 東京キャンパス長
- (5) 広報委員長
- (6) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充てる。副委員長は学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第6条 委員会は必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は別に定める。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の出席)

第8条 学部長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は広報課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 平成20年 4月 1日 (制定)

この規程の制定に伴い、山口福祉文化大学学生募集対策室規程は廃止する。

改 正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日 (第2回改正)

令和 6年 4月 1日 (第3回改正)